

退院後の不安はありませんか？



令和元年5月15日
健康セミナー
医療連携室 日高

急な病気やケガで入院...

例えば...

脳梗塞

骨折

肺炎など



治療（点滴・手術・リハビリ）が終了



病状は安定しました！
退院できます！

退院した後の生活は??

- 料理は？
- 掃除は？
- 買い物は？
- 洗濯は？



いろいろな問題が生じることも

- リハビリしたけど、前のように歩けない
- 認知症が進んでしまった
- 介護が必要になった



いろいろな不安が生じることも

- 家の中に段差がたくさん・・・
- お風呂が深い・・・
- 病状の管理が不安・・・
- 経済的な不安・・・



退院後のより良い生活の為に

- 心配なこと、不安なことはまず相談！
専門スタッフ（医師・看護師・リハビリ・相談員等）がサポートします！



介護保険とは？

- 40歳以上の方が被保険者(加入者)となって保険料を負担し、介護が必要と認定されたときには、費用の一部(1~3割)を支払って、サービス事業者から介護(予防)サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用する仕組みとなっている。

介護保険の対象者

- 65歳以上の方

「第一号被保険者」

どんな病気やケガがもとで介護が必要となったかは問われません。

- 40歳から64歳の医療保険加入者

「第2号被保険者」

老化が原因とされる病気等（特定疾患）*により介護や支援が必要であると認定された方。

まずは申請！



申請から認定まで

ステップ①

●申請

市役所の介護保険課で申請

申請に必要なもの

* 申請書(各申請の窓口にあります)

* 介護保険の保険証

(40～46歳の方は健康保険の保険証が必要)

申請後



申請から認定まで

ステップ②

●認定調査

介護認定調査員が自宅や入院先を訪問し心身の状況や家族、居住環境などについて聞き取り調査を行います。

●医師の意見書

各市町村の依頼により主治医が意見書を作成します。

申請後



申請から認定まで

ステップ③

● 介護認定審査会

専門家が審査します。一時判定の結果と特記事項、医師の意見書をもとに、要介護状態等区分の判定が行われます

申請後



申請から認定まで

- ステップ④

- **認定結果の通知**

認定審査会の判定に基づき、各市町村が要介護状態等の区分を認定し通知します。

* 申請から認定まで約1カ月～1カ月半かかります。

区分

心身の状態

自立

介護保険によるサービスは受けられないが、保健・福祉サービスを利用できる。

要支援1

食事や排泄などは自分でできるが、日常生活の一部に介助が必要。

要支援2

要介護1

歩行や立ち上がりが不安定。
入浴など日常生活の一部に介助が必要。

要介護2

歩行や立ち上がりが困難。
日常生活全般に部分的な介助が必要。

要介護3

歩行や立ち上がりができないことがある。
食事や排泄など日常生活全般に介助が必要。

要介護4

歩行や立ち上がりが殆どできない。理解力の低下。日常生活すべてに介助が必要。

要介護5

歩行や立ち上がりができない。理解力の低下。介護なしでは生活ができない。

介護保険負担割合証

「介護保険負担割合証」(見本)

所得に応じて負担割合
1割または2割

介護保険負担割合証												
交付年月日 年 月 日												
被 保 険 者	番 号											
	住 所											
	フリガナ	-----										
	氏 名											
	生年月日	明治・大正・昭和	年	月	日	性別	男・女					
利用者負担の割合	適 用 期 間											
割	開始年月日	平成	年	月	日	終了年月日	平成	年	月	日		
割	開始年月日	平成	年	月	日	終了年月日	平成	年	月	日		
保険番号並びに保険者の名称及び印	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>											

サービスを利用するには

要介護1・2の場合
地域包括支援センター担当

アセスメント

サービス担当者との話し合い

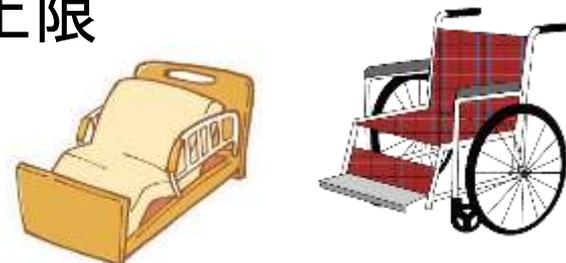
ケアプランの作成

サービス事業所と契約し
サービス利用

要介護1～5の場合
居宅介護事業所担当CM

介護サービスの種類

- 訪問介護(ヘルパー) 身体介助(入浴・排泄など)
生活援助(買い物・炊事)
- 訪問入浴
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 通所介護(デイサービス)・通所リハビリテーション(デイケア)
- 短期入所生活介護/短期入所療養介護(ショートステイ)
- 福祉用具貸与
(* ベット、車いす、移動用リフトなどは要介護2以上で利用可)
- 福祉用具の購入・・・1年ごとに10万円上限
- 住宅改修費の支給・・・20万円が上限



様々な福祉サービス

- 障害者福祉制度
- 訪問診療、訪問看護（医療保険）
- 配食サービス
- 成年後見人制度



病院の相談室について



- 月曜日～金曜日 8:30～17:15
- 入院・外来の患者さんやその家族からの相談を専門のスタッフが対応させていただきます。



ご清聴ありがとうございました。

